



共済の しおり



共済のしおり

はじめに

国家公務員共済組合は、国家公務員共済組合法に基づき、共済組合員とその被扶養者に対する短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業を行うことにより、共済組合員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に役立つことを目的としております。

厚生労働省第二共済組合では、その目的に則り、組合員の皆さんの掛金と事業主の負担金を財源とし、各事業を行っております。

この“共済のしおり”により、これらの事業内容をご理解いただき、共済組合員の皆さんはもとより、ご家族の皆さんが健康で明るい豊かな生活を送るために、ご活用いただければ幸いです。

なお、内容は平成26年4月現在におけるものです。

平成26年4月
厚生労働省第二共済組合

第1章 共済組合のあらまし……7

共済組合のしくみ	8
●共済組合の事業 ●共済組合の運営	
組合員の構成	10
●長期組合員・船員組合員 ●継続長期組合員 ●任意継続組合員	
被扶養者とは	11
●被扶養者として認められる人 ●被扶養者として認められない人	
組合員証は大切に	14
●組合員証の取り扱い ●高齢受給者証の交付	
共済組合の財源	16
●掛金と負担金	
標準報酬とは	17
●報酬の範囲 ●標準報酬の月額 ●標準期末手当等の額 ●退職等の組合員の「標準報酬」の取扱い ●産前産後休業期間中の「掛金」と「標準報酬」 ●育児休業等取得者の「掛金」と「標準報酬」 ●「3歳未満の子を養育する組合員の特例措置」について	

第2章 短期給付……23

短期給付のあらまし	24
●法定給付と附加給付 ●短期給付の種類	
病気やケガをしたとき	28
●組合員証で診療を受けるとき ●医療費の立替払 ●移送費（家族移送費） ●組合員証でかかれない診療など ●医療費が高額になったとき ●特別なサービスや先進医療を受けるとき	
子供が生まれたとき	40
●子供が生まれたとき	

災害にあったとき	41
●非常災害で死亡したとき ●非常災害で家財に損害を受けたとき	
第三者行為によるケガ	43
給与が支給されないとき	44
●傷病手当金・傷病手当金附加金 ●出産手当金 ●休業手当金 ●育児休業手当金 ●介護休業手当金	
死亡したとき	47
退職後の医療など	48
●退職後も受給できる給付は ●任意継続組合員になるには ●国民健康保険に加入するには ●子供などの被扶養者になるには ●再就職したときは	

第3章 長期給付……53

長期給付のあらまし	54
●公的年金制度の区分 ●基礎年金制度導入による新共済年金制度の実施 ●被保険者の届出 ●長期給付の種類	
給付の種類と受給要件	59
●特別支給の退職共済年金（65歳に達するまでの支給） ●本来支給の退職共済年金（65歳からの支給） ●老齢基礎年金 ●繰上げ支給の老齢基礎年金を受けたときの退職共済年金 ●退職共済年金の繰下げ支給制度 ●離婚時における国家公務員共済年金の分割制度について ●障害共済年金 ●障害一時金 ●障害基礎年金 ●遺族共済年金 ●遺族基礎年金 ●年金の併給調整 ●年金の一部支給停止 ●過去に受けた退職一時金の返還 ●年金を受けるための請求手続 ●年金加入期間確認通知書の請求について ●被用者年金の一元化について	
・厚生労働省第二共済組合本部・支部一覧表	81
・所属所一覧表	82

第4章 福祉事業……93

保健事業	94
<ul style="list-style-type: none"> ●所属所保健事業に対する補助 ●人間ドック補助 ●メンタルヘルス相談事業 ●特定健康診査・特定保健指導 ●委託保育所に対する運営費等の補助 ●院外保育児童に対する保育料補助 <ul style="list-style-type: none"> ・院内保育所一覧 ●永年勤続退職者に対する旅行利用券の交付 ●特定保養所・宿泊所に対する利用料金一部補助 ●JR料金の割引（バカンスクーポン） ●マジックキングダムクラブ ●引越システム ●レンタカー割引システム ●ホテル利用割引システム ●旅行割引システム ●(株)プリンスホテル関連施設の利用割引 ●三井住友クレジットゴールドカードの優待利用 ●JCB ビジネスカードの優待利用 	
国家公務員共済組合連合会が行う福祉事業	106
<ul style="list-style-type: none"> ●KKR 特別契約保養所（施設） ●KKR 特別契約葬祭事業 ●KKR 住宅事業 ●KKR 介護情報提供事業 ●KKR ブライダルネット 	
貯金事業	108
<ul style="list-style-type: none"> ●保険の種類と概要 	
貸付事業	110
<ul style="list-style-type: none"> ●貸付の種類と概要 ●貸付の申込方法 ●弁済の猶予 ●団体信用生命保険（「だんしん」）制度 ●銀行住宅ローン斡旋 	
財形持家融資事業	118
<ul style="list-style-type: none"> ●貸付の種類と概要 ●貸付の申込方法 	
医療事業	122
<ul style="list-style-type: none"> ●直営診療部の運営 	

第1章

共済組合のあらまし

- ・共済組合のしくみ
- ・組合員の構成
- ・被扶養者とは
- ・組合員証は大切に
- ・共済組合の財源
- ・標準報酬とは

共済組合のしくみ

共済組合は、組合員がお互いに助け合い、相互の生活の安定と福祉の向上を図る、ということを目指してつくられた社会保障制度です。

厚生労働省第二共済組合は、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構および国立高度専門医療研究センターに勤務する職員をもって組織された国家公務員共済組合の1つで、皆さんから徴収する掛金と国、独立行政法人国立病院機構および国立高度専門医療研究センターの負担金を財源として、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業などを行っています。

このうち長期給付事業については、年金の決定や支給にかかる事務を国家公務員共済組合連合会に委任しています。

また、これら共済組合の事業については、毎年度、事業計画および予算等を含め、財務大臣の認可を受けて行われています。

共済組合の事業

共済組合は、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の3つを柱とする事業を行っています。

短期給付事業	組合員とその家族の病気・負傷・出産・死亡または災害に対する給付
長期給付事業	組合員の退職・障害または死亡にかかる年金（一時金）の給付
福祉事業	疾病の予防、人間ドックなどの助成、診療部の運営、資金の貸付など組合員および家族のための福祉事業

厚生労働省第二共済組合は、これらの事業を行うため、厚生労働大臣を代表者とし、本部（厚生労働省医政局国立病院課職員厚生室）、支部（国立病院機構本部および各グループ）および所属所（国立ハンセン病療養所・国立病院機構の各病院・各国立高度専門医療研究センター）が置かれ、本部長には厚生労働事務次官、副本部長には厚生労働省医政局長、支部長および所属所長には各機関の長などがあてられています。

共済組合の運営

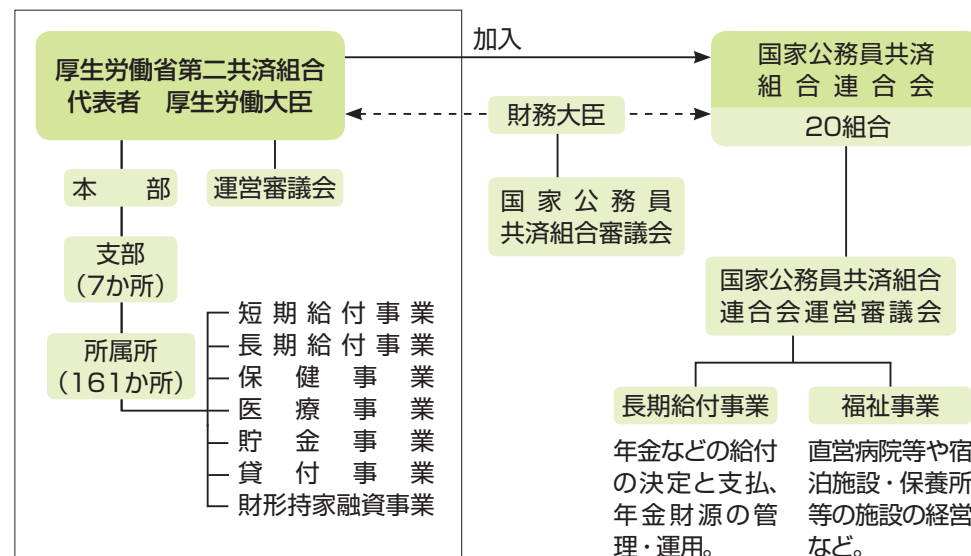
共済組合業務の適正な運営をはかるため、本部に厚生労働省第二共済組合運営審議会を置き、定款および運営規則の変更、毎年度の事業計画、予算、決算およびその他の重要事項について審議しています。

運営審議会の委員は、厚生労働大臣が任命した委員8名で組織され、事務を主管する者4名、組合員を代表する者4名の構成となっています。

また、運営審議会と性格が異なりますが、支部、所属所の具体的な事業の運営などを話し合うため、各支部に支部運営協議会を置くことができるとなっています。

なお、当共済組合は、他の国家公務員共済組合と共同して事業を行うため、国家公務員共済組合連合会に加入しています。国家公務員共済組合連合会では、長期給付事業と福祉事業等が行われています。

共済組合と連合会との関係およびそれぞれの組織と事業内容の概略を示すと以下のようになります。



組合員の構成

厚生労働省第二共済組合は長期組合員、船員組合員、継続長期組合員、任意継続組合員により構成されています。

長期組合員・船員組合員

国家公務員として採用されると、その日から組合員となり、共済組合が行っているいろいろな給付が受けられます。

● 組合員資格の喪失

退職または死亡した場合には、その翌日から組合員の資格を失います。

継続長期組合員

組合員が任命権者の要請に応じ、公庫等職員となるため退職した場合には、退職共済年金等の長期給付についてその退職はなかったものとみなされ、引き続き組合員とされます。

● 継続長期組合員の資格喪失

- ① 転出の日から5年を経過したとき
- ② 引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき
- ③ 死亡したとき

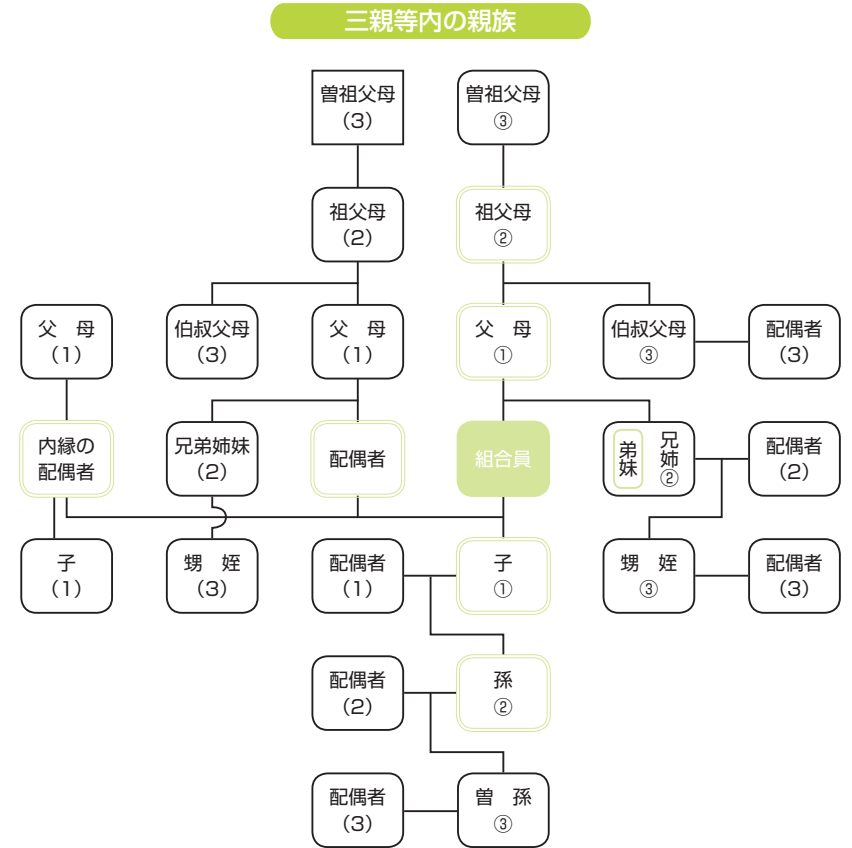
任意継続組合員

退職日の前日までに継続して1年以上組合員であった人は、退職日から20日を経過する日までに申請すると2年間を限度として任意継続組合員になることができます。引き続き短期給付（一定の給付を除く）および福祉事業を利用することができます。

(注)4月1日に採用された人が、翌年3月31日に退職した場合は加入できません。

被扶養者とは

組合員の配偶者、子、父母などで、組合員の収入によって生計を維持している人は、組合員の被扶養者として認定されることにより、組合員と同様に短期給付などを受けることができます。



※主として組合員の収入によって生活している者で

- 印は、別居の場合も認められます。
- 印は、組合員と同じ世帯に限り認められます。
- 印は、血族を示します。(組合員の系統)
- ()印は、姻族を示します。(配偶者の系統)
- 数字は、親等数を示します。

被扶養者として認められる人

主として組合員の収入によって生活している人で、次の範囲に該当し、収入の要件を満たす場合に被扶養者として認定されます。すみやかに「認定の手続き」を行ってください。

(1) 範囲（いずれも75歳未満）

- ① 組合員の配偶者（内縁も含む）、子、父母、孫、祖父母および弟妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内（P.11三親等内の親族の図をご覧ください）の親族で①に掲げる人以外の人
- ③ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母および子で、組合員と同一世帯に属する人（その配偶者の死亡後も同じ）

(2) 収入の要件

恒常的所得が年額130万円未満であること。

ただし、障害年金受給者、または60歳以上の年金受給者である場合は、恒常的所得が年額180万円未満であること。

● 認定の手続き…届出は、すみやかに！

結婚や出産等により被扶養者として認められる人が生じたときは、「被扶養者申告書」を共済組合に提出してください。

事実の発生した日から30日以内に届け出た場合は、事実の発生した日に遡って認定されますが、届出が遅れますと、届出た日から被扶養者として認定されることとなり、届出の日までの間に生じた事由にかかる給付を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

また、共済組合では、毎年1回、組合員証の検認を行っておりますので、その際にも「被扶養者申告書」を届出いただく必要があります。

- ◎ 配偶者が扶養認定されたときは、国民年金第3号被保険者の手続き（P.56）を行ってください。
- ◎ 出産の場合で、お住まいの自治体が乳幼児医療費助成事業を行っている場合は、自治体担当窓口で医療証交付申請手続きを行ってください。

被扶養者として認められない人

次のような場合は、被扶養者として認められなくなりますので、すみやかに「取消の手続き」を行ってください。

- ① 就職やアルバイト・パートタイマーなどで、健康保険や船員保険などの被保険者または共済組合の組合員となった。
- ② 収入が限度額を超えた。
恒常的所得が年額130万円以上ある者、またはあると見込まれる者。
ただし、障害年金受給者、または60歳以上の年金受給者である場合は、年金を含め年額180万円以上の恒常的所得がある者、またはあると見込まれる者。
- ③ 同一世帯に属することが必須とされている被扶養者が別居した。
- ④ 22歳以上60歳未満で次のいずれにも当てはまらなくなった。
・学生 ・身体障害者 ・病氣負傷等により就労能力を失っている者
- ⑤ 組合員が他の人と共同して1人の人を扶養する場合で、その組合員が主たる扶養者ではなくなった。
- ⑥ 結婚し、組合員の被扶養者でなくなった。
- ⑦ 75歳になって後期高齢者医療制度の被保険者となった。

● 認定取消しの手続き…届出は、すみやかに！

被扶養者として認められない人が生じたときは、「被扶養者申告書」を共済組合に提出してください。

届出が遅れますと、被扶養者として認められない事実が発生した後に共済組合から受けた短期給付等（この手続きをしないで受診した療養分など）を、後日、返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

- ◎ 配偶者が取消の対象である場合は、国民年金第3号被保険者の手続き（P.56）を行ってください。

（参考）被扶養者の認定または認定取消し手続における恒常的所得とは、認定または認定取消しをしようとするときから将来に向かって1年間に得ると予想される額です。

組合員証は大切に

組合員になると「厚生労働省第二共済組合員証」が交付されます。
 組合員証は、組合員や被扶養者であるという証明書で、保険医療機関等で診療を受けるときに必要なものですから、なくさないよう大切にしてください。

組合員証の取り扱い

組合員証は、自分で勝手に記載内容を変更したり、書き加えたりしてはいけません。
 また、他の人に貸したり、病院に預けたままにしてはいけません。
 転居、結婚、出産の場合などで組合員や被扶養者の住所、氏名の変更、被扶養者の異動が生じたり、破損や紛失したときなどは、すみやかに共済組合へ届け出てください。

● 手続き…こんなときは届出を

届出が必要となる時	手続き
出生・死亡・就職・結婚などで、被扶養者に異動があったとき (P.12～13をご覧ください)	被扶養者申告書に組合員証を添付して申告する
氏名に変更があったとき	組合員証記載事項変更届等に組合員証を添えて申告する
組合員証を破損したとき	組合員証等再交付申請書に組合員証を添付して申請する
組合員証を亡失したとき	組合員証等再交付申請書により申請する
組合員の資格を失ったとき	組合員証を速やかに返却する
治療を続けている間に組合員の資格を失し、引き続き日雇特例被保険者となったとき	特別療養証明書交付申請書により申請する
組合員の資格喪失後、引き続き短期給付等の適用を希望するとき	任意継続組合員となるための申出書により申し出る

(注) これらの申告書および申請書等には、必要に応じて添付書類の提出をお願いします。詳細については、共済担当者にお尋ねください。

高齢受給者証の交付

70歳から74歳までの組合員および被扶養者は、高齢受給者として「高齢受給者証」が交付されます。病院などの医療機関では、医療費の自己負担割合を、この高齢受給者証で確認しますので、交付されたら大切に保管してください。



共済組合の財源 掛金と負担金

共済組合の事業には、短期給付事業、長期給付事業、それに福祉事業の3つがありますが、これらの事業は組合員の掛金と国および独立行政法人国立病院機構等の負担金を財源として運営されています。掛金の額は、組合員ごとに決定された標準報酬の月額に掛金率を乗じた額で、この額が掛金として毎月の給与から控除されます。（なお、介護掛金に関しては、40歳から64歳までの組合員が対象となります。）

また、標準報酬計算上の給与に含まれない期末手当等についても、標準期末手当等の額に毎月と同じ掛金率を乗じた額が期末手当等から控除されます。

これらの場合、国および独立行政法人国立病院機構等も組合員の標準報酬の月額もしくは標準期末手当等の額に負担金率を乗じた額（掛金と同額）を負担金として負担します。

掛金と負担金

掛金・負担金率表 (平成26年4月)

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期	福祉	介護	長期	短期	福祉	介護	長期
長期組合員	$\frac{39.00}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{82.85}{1000}$	$\frac{39.00}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{83.25}{1000}$
船員組合員	$\frac{36.90}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{82.85}{1000}$	$\frac{41.10}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{83.25}{1000}$
任意継続組合員	$\frac{78}{1000}$	$\frac{2.0}{1000}$	$\frac{9.18}{1000}$	—	—	—	—	—

掛金・負担金率表 (平成26年9月)

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期	福祉	介護	長期	短期	福祉	介護	長期
長期組合員	$\frac{39.00}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{84.62}{1000}$	$\frac{39.00}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{85.02}{1000}$
船員組合員	$\frac{36.90}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{84.62}{1000}$	$\frac{41.10}{1000}$	$\frac{1.0}{1000}$	$\frac{4.59}{1000}$	$\frac{85.02}{1000}$
任意継続組合員	$\frac{78}{1000}$	$\frac{2.0}{1000}$	$\frac{9.18}{1000}$	—	—	—	—	—

標準報酬とは

標準報酬とは、組合員の受ける報酬（本俸+諸手当）を基準として定められる仮の報酬のことで、この額をもとに給付金の額や掛金の額が計算されます。

報酬の範囲

組合員が受ける給与のうち、期末手当、勤勉手当、期末特別手当（業績手当、年度末賞与、業績年俸）を除いたすべての給与をいいます。

標準報酬の対象となる報酬

固定的給与	非固定的給与
俸給月額（基本給、月例年俸）、俸給の調整額（特殊業務手当）、俸給の特別調整額（役職手当）、初任給調整手当（医師手当）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、専門看護手当、広域異動手当	特殊勤務手当（特殊業務手当を除く）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当（役職職員特別勤務手当）、寒冷地手当、附加職務手当

標準報酬の月額

組合員が受ける報酬の額をもとに、標準報酬の等級および月額を決定します。報酬の額は、毎月変わるのが普通ですが、その都度変更するのは大変なので、ある時点で標準報酬を決め、それを一定期間使用します。

① 組合員の資格を取得したとき

新規採用などで組合員資格を取得したときの報酬などをもとに標準報酬の月額を決め、次の定時決定で決められるまでの間の標準報酬の月額とします。

② 定時決定

毎年1回、4月～6月の3か月に受けた報酬の平均額をもとに標準報酬の月額を決め、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬の月額とします。

③ 随時改定

標準報酬の月額は、通常、一度決定されると次の定時決定まで使用されますが、昇給降給などにより固定的な給与に著しい変動（P.21の表で2等級以上の

差)が生じた場合には、必要に応じて改定されます。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬の月額とします。

④ 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了し当該産前産後休業に係る子を養育する組合員が、産前産後休業終了後に『標準報酬産前産後休業終了時改定申出書』を提出すると、産前産後休業終了日の翌日が属する月以降3か月間に受けた報酬の平均額をもとに標準報酬が改定されます。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬の月額とします。

⑤ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了し当該育児休業等に係る3歳未満の子を養育する組合員が、育児休業等終了後に『標準報酬育児休業等終了時改定申出書』を提出すると、育児休業等終了日の翌日の属する月以降3か月間に受けた報酬の平均額をもとに標準報酬が改定されます。改定後の額は、次の定時決定までの間の標準報酬の月額とします。

標準期末手当等の額

期末手当などからの掛金は、「標準期末手当等の額」をもとに計算されます。「標準期末手当等の額」とは、1回の期末手当などの支給額の1,000円未満を切り捨てた額です。ただし、1回150万円（ただし、短期掛金および介護掛金は年間〔4月1日から翌年3月31日〕540万円）の上限があり、それ以上の分については掛金はかかりません。

標準期末手当等の額の対象となる報酬

期末手当、勤勉手当、期末特別手当、
(業績手当、年度末賞与、業績年俸)

定時決定についても、算定期間（4月～6月）に休職等をした場合は、休職前の標準報酬の基礎となっている報酬（昇給等があった場合はその後の額）をもとに決定します。

※欠勤、休職、病気休暇、介護休暇、産休、育児休業など。

産前産後休業期間中の「掛金」と「標準報酬」

① 産前産後休業期間中の掛金の免除

組合員が産前産後休業をする場合、「産前産後休業期間掛金免除申請書」を提出すると、産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）および産後8週間、掛金は徴収されません。

② 標準報酬の産前産後休業終了時改定

産前産後休業終了後の給与実態により標準報酬の改定を希望する場合は、「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を提出すると、産前産後休業終了後の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から改定されます。

※この場合、ケースによっては、メリット、デメリットがありますので、申し出するかしないかよくお考えください。

《比較表》

	産前産後休業終了時改定をすると現在適用されている標準報酬より		
	高くなる場合	低くなる場合	変わらない場合
メリット	・短期給付、長期給付を受け る場合、給付額が高くなる。	・掛金が低くなる。 ・「3歳未満の子を養育する 旨の申出書」を提出すれ ば、長期給付は養育前の標 準報酬を保障される特例措 置を受けられる。	特になし。
デメリット	・掛金が高くなる。	・短期給付が低くなる。	特になし。

※手続きに関する詳細（添付書類等）は、共済担当者にお尋ねください。

休職等の組合員の「標準報酬」の取扱い

休職等（※）で報酬の全部または一部が支給されない期間は、休職前の標準報酬の月額が適用されます。

育児休業等取得者の「掛金」と「標準報酬」

① 育児休業等期間中の掛金免除

組合員が育児休業をする場合、「育児休業等期間掛金免除申請書」を提出すると、育児休業等開始日の属する月から育児休業等終了日の翌日の属する月の前月までの期間、掛金は徴収されません。

② 標準報酬の育児休業等終了時改定

育児休業中の標準報酬は、給付の低下を防ぐため、育児休業等開始前の報酬をもとに決定していますが、育児休業等終了後の給与実態により標準報酬の改定を希望する場合は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を提出すると、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から改定されます。

※この場合、ケースによっては、メリット、デメリットがありますので、申し出するかしないかよくお考えください。

《比較表》

	育児休業等終了時改定をすると現在適用されている標準報酬より		
	高くなる場合	低くなる場合	変わらない場合
メリット	・短期給付、長期給付を受けられる場合、給付額が高くなる。	・掛金が低くなる。 ・「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出すれば、長期給付は養育前の標準報酬を保障される特例措置を受けられる。	特になし。
デメリット	・掛金が高くなる。	・短期給付が低くなる。	特になし。

※手続きに関する詳細（添付書類等）は、共済担当者にお尋ねください。

「3歳未満の子を養育する組合員の特例措置」について

3歳未満の子を養育している組合員で、部分休業等により給与が低下し、養育を開始する前より標準報酬が低くなった場合、組合員の申し出により、子が生まれる前の標準報酬であったとみなし、将来受ける年金額が低くならないように配慮する制度が平成17年4月より設けられています。

この制度の適用を受けるためには、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出が必要となります。

また、特例措置を受けていた組合員が、特例措置の終期の際には「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の提出が必要となります。

※掛金免除期間中は申出できません。

※届に関する詳細（添付書類等）は、共済担当者にお尋ねください。

標準報酬の等級と月額

(平成26年4月現在)

(単位：円/掛率千分率)

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額	共済組合掛金		
			短期	長期	介護
			40.00	82.85	4.59
第1級	98,000	101,000円未満	3,920	8,119	449
第2級	104,000	101,000円以上 107,000円未満	4,160	8,616	477
第3級	110,000	107,000円以上 114,000円未満	4,400	9,113	504
第4級	118,000	114,000円以上 122,000円未満	4,720	9,776	541
第5級	126,000	122,000円以上 130,000円未満	5,040	10,439	578
第6級	134,000	130,000円以上 138,000円未満	5,360	11,101	615
第7級	142,000	138,000円以上 146,000円未満	5,680	11,764	651
第8級	150,000	146,000円以上 155,000円未満	6,000	12,427	688
第9級	160,000	155,000円以上 165,000円未満	6,400	13,256	734
第10級	170,000	165,000円以上 175,000円未満	6,800	14,084	780
第11級	180,000	175,000円以上 185,000円未満	7,200	14,913	826
第12級	190,000	185,000円以上 195,000円未満	7,600	15,741	872
第13級	200,000	195,000円以上 210,000円未満	8,000	16,570	918
第14級	220,000	210,000円以上 230,000円未満	8,800	18,227	1,009
第15級	240,000	230,000円以上 250,000円未満	9,600	19,884	1,101
第16級	260,000	250,000円以上 270,000円未満	10,400	21,541	1,193
第17級	280,000	270,000円以上 290,000円未満	11,200	23,198	1,285
第18級	300,000	290,000円以上 310,000円未満	12,000	24,855	1,377
第19級	320,000	310,000円以上 330,000円未満	12,800	26,512	1,468
第20級	340,000	330,000円以上 350,000円未満	13,600	28,169	1,560
第21級	360,000	350,000円以上 370,000円未満	14,400	29,826	1,652
第22級	380,000	370,000円以上 395,000円未満	15,200	31,483	1,744
第23級	410,000	395,000円以上 425,000円未満	16,400	33,968	1,881
第24級	440,000	425,000円以上 455,000円未満	17,600	36,454	2,019
第25級	470,000	455,000円以上 485,000円未満	18,800	38,939	2,157
第26級	500,000	485,000円以上 515,000円未満	20,000	41,425	2,295
第27級	530,000	515,000円以上 545,000円未満	21,200	43,910	2,432
第28級	560,000	545,000円以上 575,000円未満	22,400	46,396	2,570
第29級	590,000	575,000円以上 605,000円未満	23,600	48,881	2,708
第30級	620,000	605,000円以上 635,000円未満		51,367	
		605,000円以上 635,000円未満	24,800		2,845
第31級	650,000	635,000円以上 665,000円未満	26,000		2,983
第32級	680,000	665,000円以上 695,000円未満	27,200		3,121
第33級	710,000	695,000円以上 730,000円未満	28,400		3,258
第34級	750,000	730,000円以上 770,000円未満	30,000		3,442
第35級	790,000	770,000円以上 810,000円未満	31,600		3,626
第36級	830,000	810,000円以上 855,000円未満	33,200		3,809
第37級	880,000	855,000円以上 905,000円未満	35,200		4,039
第38級	930,000	905,000円以上 955,000円未満	37,200		4,268
第39級	980,000	955,000円以上 1,005,000円未満	39,200		4,498
第40級	1,030,000	1,005,000円以上 1,055,000円未満	41,200		4,727
第41級	1,090,000	1,055,000円以上 1,115,000円未満	43,600		5,003
第42級	1,150,000	1,115,000円以上 1,175,000円未満	46,000		5,278
第43級	1,210,000	1,175,000円以上	48,400		5,553

※1. 船員組合員の短期掛金率は、標準報酬の月額×37.90/1000（円未満切捨）
2. 表上の短期は、短期（39.00/1000）と福祉（1.0/1000）の合算数です。

(平成26年9月以降)

(単位：円/掛率千分率)

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額	共済組合掛金		
			短期	長期	介護
			40.00	84.62	4.59
第1級	98,000	101,000円未満	3,920	8,292	449
第2級	104,000	101,000円以上 107,000円未満	4,160	8,800	477
第3級	110,000	107,000円以上 114,000円未満	4,400	9,308	504
第4級	118,000	114,000円以上 122,000円未満	4,720	9,985	541
第5級	126,000	122,000円以上 130,000円未満	5,040	10,662	578
第6級	134,000	130,000円以上 138,000円未満	5,360	11,339	615
第7級	142,000	138,000円以上 146,000円未満	5,680	12,016	651
第8級	150,000	146,000円以上 155,000円未満	6,000	12,693	688
第9級	160,000	155,000円以上 165,000円未満	6,400	13,539	734
第10級	170,000	165,000円以上 175,000円未満	6,800	14,385	780
第11級	180,000	175,000円以上 185,000円未満	7,200	15,231	826
第12級	190,000	185,000円以上 195,000円未満	7,600	16,077	872
第13級	200,000	195,000円以上 210,000円未満	8,000	16,924	918
第14級	220,000	210,000円以上 230,000円未満	8,800	18,616	1,009
第15級	240,000	230,000円以上 250,000円未満	9,600	20,308	1,101
第16級	260,000	250,000円以上 270,000円未満	10,400	22,001	1,193
第17級	280,000	270,000円以上 290,000円未満	11,200	23,693	1,285
第18級	300,000	290,000円以上 310,000円未満	12,000	25,386	1,377
第19級	320,000	310,000円以上 330,000円未満	12,800	27,078	1,468
第20級	340,000	330,000円以上 350,000円未満	13,600	28,770	1,560
第21級	360,000	350,000円以上 370,000円未満	14,400	30,463	1,652
第22級	380,000	370,000円以上 395,000円未満	15,200	32,155	1,744
第23級	410,000	395,000円以上 425,000円未満	16,400	34,694	1,881
第24級	440,000	425,000円以上 455,000円未満	17,600	37,232	2,019
第25級	470,000	455,000円以上 485,000円未満	18,800	39,771	2,157
第26級	500,000	485,000円以上 515,000円未満	20,000	42,310	2,295
第27級	530,000	515,000円以上 545,000円未満	21,200	44,848	2,432
第28級	560,000	545,000円以上 575,000円未満	22,400	47,387	2,570
第29級	590,000	575,000円以上 605,000円未満	23,600	49,925	2,708
第30級	620,000	605,000円以上		52,464	
		605,000円以上 635,000円未満	24,800		2,845
第31級	650,000	635,000円以上 665,000円未満	26,000		2,983
第32級	680,000	665,000円以上 695,000円未満	27,200		3,121
第33級	710,000	695,000円以上 730,000円未満	28,400		3,258
第34級	750,000	730,000円以上 770,000円未満	30,000		3,442
第35級	790,000	770,000円以上 810,000円未満	31,600		3,626
第36級	830,000	810,000円以上 855,000円未満	33,200		3,809
第37級	880,000	855,000円以上 905,000円未満	35,200		4,039
第38級	930,000	905,000円以上 955,000円未満	37,200		4,268
第39級	980,000	955,000円以上 1,005,000円未満	39,200		4,498
第40級	1,030,000	1,005,000円以上 1,055,000円未満	41,200		4,727
第41級	1,090,000	1,055,000円以上 1,115,000円未満	43,600		5,003
第42級	1,150,000	1,115,000円以上 1,175,000円未満	46,000		5,278
第43級	1,210,000	1,175,000円以上	48,400		5,553

※1. 船員組合員の短期掛金率は、標準報酬の月額×37.90/1000 (円未満切捨)
 2. 表上の短期は、短期 (39.00/1000) と福祉 (1.0/1000) の合算数です。

第2章

短期給付

- ・短期給付のあらし
- ・病気やケガをしたとき
- ・子供が生まれたとき
- ・災害にあったとき
- ・第三者行為によるケガ
- ・給与が支給されないとき
- ・死亡したとき
- ・退職後の医療など